

北海道告示第10651号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年4月28日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
1 地域づくり総合交付金事 業 個性豊かで活気に満ち、 人々が将来にわたり安心し て暮らすことのできる地域 社会の実現に資するため、 予算の範囲内で交付する。								
(1) 地域づくり推進事業								
ア 一般事業	市町村 一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構 成する協議会等 総合振興局長又は 振興局長が適当と 認める者	別記に掲げる事業に要する経費	2分の1以内	総政第46号様式 (設備整備事業 の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の 事業の場合に限 る。) 総政第48号様式 (施設整備事業 の場合に限る。) 総政第49号様式 (その他の整備 事業の場合に限 る。) 総政第50号様式 その1 (ソフト系事業 (まち・ひと・	総政第46号様式 (設備整備事業 の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の 事業の場合に限 る。) 総政第48号様式 (施設整備事業 の場合に限る。) 総政第49号様式 (その他の整備 事業の場合に限 る。) 総政第53号様式 その1 (ソフト系事業 (まち・ひと・	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 別記に掲 げる総合 振興局長 又は振興局 (事業の 効果が複 数の総合 振興局長 又は振興局 が所管す る地域に 及ぶ場合 は、当該 地域を所 管する総	総合振興局長 又は振興局長	

				しごと創生寄附活用事業及び地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合を除く。)) 総政第50号様式その2 （ソフト系事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。)) 総政第50号様式その3 （ソフト系事業（地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合に限る。)) 総政第50号様式その4 （ソフト系事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業かつ地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合に限る。)) 総政第51号様式その1 （ハード系事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合を除く。)) 総政第51号様式その2 （ハード系事業（まち・ひと・しごと創生寄附	しごと創生寄附活用事業及び地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合を除く。)) 総政第53号様式その2 （ソフト系事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。)) 総政第53号様式その3 （ソフト系事業（地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合に限る。)) 総政第53号様式その4 （ソフト系事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業かつ地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合に限る。)) 総政第54号様式その1 （ハード系事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合を除く。)) 総政第54号様式その2 （ハード系事業（まち・ひと・しごと創生寄附	合振興局及び振興局のうち、一の総合振興局または振興局)	
--	--	--	--	---	---	-----------------------------	--

				活用事業の場合に限る。)) 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 (申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。) 別に指示する様式	活用事業の場合に限る。)) 総政第31号様式 別に指示する様式			
イ 福祉振興・介護保険 基盤整備事業	市町村(政令指定都市及び中核市を除く。) 一部事務組合 広域連合	次に掲げる事業に要する経費 (1) グループホーム等整備事業 (2) デイサービスセンター等整備事業 (3) 介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業 (4) 福祉環境整備促進事業 (5) 共生型地域福祉拠点整備・促進事業 (6) 授産製品販売拡大事業 (7) 民間保育施設支援事業 (8) 地域子育てサロン整備事業 (9) 福祉車両購入事業 (10) ふれ愛デー推進事業 (11) 高齢者・障がい者作業所等設備整備・運営事業 (12) 高齢者・障がい者社会参加生きがい促進整備事業 (13) 障がい者等共同利用機器購入事業 (14) 高齢者グループホーム運営事業 (15) 障がい者介護療育等設備整備事業 (16) 要援護者支援体制整備事業 (17) 福祉用具活用促進事業 (18) 自助具給付事業 (19) 重度障がい者タクシー料金補助事業 (20) 精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費補助	2分の1以内	総政第45号様式 (大会等の開催事業の場合に限る。) 総政第46号様式 (設備整備事業の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の事業の場合に限る。) 総政第48号様式 (施設整備事業の場合に限る。) 総政第16号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式	総政第45号様式 (大会等の開催事業の場合に限る。) 総政第46号様式 (設備整備事業の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の事業の場合に限る。) 総政第48号様式 (施設整備事業の場合に限る。) 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

		事業 (21)在宅サービス促進事業 (22)市町村子ども発達支援センター事業 (23)健全育成促進設備整備事業 (24)地域子育て総合支援センター運営事業 (25)高齢者等の冬の生活支援事業 (26)福祉避難所機能確保促進事業							
ウ 地域産業基盤整備事業									
(7) 小規模土地改良事業	市町村 土地改良区 農業協同組合 総合振興局長又は 振興局長が適当と 認める者	次に掲げる事業に要する経費 (1) 生産基盤事業 (2) 防災保全事業 (3) その他事業	2分の1以内	総政第20号様式 総政第55号様式 別に指示する様式	総政第31号様式 総政第55号様式 から総政第64号 様式まで 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合振興 局又は振 興局		総合振興局長 又は振興局長	
(4) 小規模林道整備事業			2分の1以内						
a 小規模林業地域整備事業				総政第51号様式 その1 総政第18号様式 総政第19号様式 (交付金によっ て賄われる部分 以外の経費を交 付事業者以外の 者が負担する場 合(交付事業者 が団体の場合に おいて、当該経 費をその構成員 が負担する場合 を含む。)に限 る。) 総政第20号様式 総政第65号様式 その1 別に指示する様式	総政第54号様式 その1 総政第31号様式 総政第65号様式 その1 総政第66号様式 総政第67号様式 別に指示する様式				

			式						
(a) 経営林道整備事業	市町村 森林組合	経営林道の開設又は改良に要する経費				提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（森林組合にあつては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局または振興局）	総合振興局長 又は振興局長	
(b) 山村活性化小規模基盤整備事業	市町村	小規模な生活環境や保健休養施設の整備に要する経費				提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(c) 林道周辺環境整備事業						提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（森林組合にあつては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局または振興局）	総合振興局長 又は振興局長	
林道周辺整備事業	市町村 森林組合	森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良事業のうち既設林道の安全通行確保を目的とした施設整備に要する経費							

	環境改良事業	市町村 森林組合	森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良事業のうち間伐材の利用普及等を目的とした既設林道の工作物の改良に要する経費						
b	生産林道整備事業	市町村 森林組合	生産林道整備事業に要する経費		総政第51号様式 その1 総政第18号様式 総政第19号様式 (交付金によって賄われる部分以外の経費を交付事業者以外の者が負担する場合(交付事業者が団体の場合において、当該経費をその構成員が負担する場合を含む。))に限る。) 総政第20号様式 総政第65号様式 その2 別に指示する様式	総政第54号様式 その1 総政第31号様式 総政第65号様式 その2 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(森林組合にあつては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局または振興局)	総合振興局長 又は振興局長	
(ウ)	小規模治山事業	市町村	小規模治山事業に要する経費	2分の1以内	総政第49号様式 総政第51号様式 その1 総政第20号様式 総政第68号様式 総政第69号様式 総政第71号様式 別に指示する様式	総政第49号様式 総政第54号様式 その1 総政第31号様式 総政第68号様式 から総政第71号様式まで 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(エ)	船揚場整備事業	市町村(空知総合振興局管内及び上川総合振興局管内に所在する市町村を除く。)	市町村が実施する船揚場整備事業に要する経費又は市町村が船揚場整備事業を実施する漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内	総政第51号様式 その1 総政第20号様式 総政第72号様式 総政第73号様式 その1からその	総政第54号様式 その1 総政第31号様式 総政第72号様式 総政第74号様式 その1からその	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

				9まで別に指示する様式	8まで別に指示する様式				
エ エゾシカ緊急対策事業	市町村エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれる協議会等に限る。）	エゾシカ緊急対策事業に要する経費	2分の1以内	総政第46号様式（既設囲いわな移設の場合に限る。） 総政第51号様式その1 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式（申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式	総政第46号様式（既設囲いわな移設の場合に限る。） 総政第54号様式その1 総政第31号様式別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局		総合振興局長 又は振興局長	
オ 集落維持・活性化促進事業	市町村一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構成する協議会等	次に掲げる事業に要する経費 (1) 集落デマンド交通導入事業（ハード系事業及びソフト系事業共通） (2) 集落巡回販売（買物支援）事業（ハード系事業及びソフト系事業共通） (3) 集落空き屋・空き店舗活用促進事業（ハード系事業） (4) 公設民営施設整備事業（ハード系事業） (5) その他集落対策事業（ソフト系事業）	2分の1以内	総政第46号様式（設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式（施設整備事業の場合に限る。） 総政第49号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 総政第50号様式その1（ソフト系事業） 総政第51号様式その1（ハード系事業） 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第46号様式（設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式（不動産取得の事業の場合に限る。） 総政第48号様式（施設整備事業の場合に限る。） 総政第49号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 総政第53号様式その1（ソフト系事業） 総政第54号様式その1（ハード系事業） 総政第31号様式別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局		総合振興局長 又は振興局長	

				(申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。)別に指示する様式				
カ 水資源保全推進事業	市町村	水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業に要する経費のうち、土地(その土地の上にある立木竹を含む。)を購入する経費	購入する土地が森林(森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に定める森林をいう。以下同じ。)の場合は、2分の1以内 購入する土地が森林以外の場合は、3分の1以内 (300万円を限度とする。)	総政第47号様式 総政第16号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式	総政第47号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長 局長	
(2) 特定課題対策事業	市町村 一部事務組合 広域連合 知事が適当と認める団体	1 道の重要施策の推進又は大規模な災害等に伴い策定された復興計画に位置づけられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業に要する経費 2 流木処理対策事業に要する経費	2分の1以内	総政第46号様式 (設備整備事業の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の事業の場合に限る。) 総政第48号様式 (施設整備事業の場合に限る。) 総政第49号様式 (流木処理対策事業及びその他の整備事業の場合に限る。) 総政第50号様式 その1 (ソフト事業)	総政第46号様式 (設備整備事業の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の事業の場合に限る。) 総政第48号様式 (施設整備事業の場合に限る。) 総政第49号様式 (流木処理対策事業及びその他の整備事業の場合に限る。) 総政第53号様式 その1 (ソフト事業)	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長 局長	

				<p>総政第51号様式 その1 (ハード事業) 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 (申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>総政第54号様式 その1 (ハード事業) 総政第31号様式 別に指示する様式</p>			
<p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策推進事業</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構成する協議会等 総合振興局長又は振興局長が適当と認める者</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地域活性化を目的として取り組む、感染防止対策等の「北海道スタイル」を踏まえた事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第50号様式 その1 (ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び地方創生推進交付金事業(先駆タイプ)関連事業の場合を除く。)) 総政第50号様式 その2 (ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。)) 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 (申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>総政第53号様式 その1 (ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び地方創生推進交付金事業(先駆タイプ)関連事業の場合を除く。)) 総政第53号様式 その2 (ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。)) 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

(別記)

右の事業に係る補助金を交付する事務を行う総合振興局・振興局	交 付 対 象 事 業
全総合振興局・振興局	<ul style="list-style-type: none">1 社会福祉事業<ul style="list-style-type: none">(1) ハード系事業分<ul style="list-style-type: none">ア 高齢者福祉施設整備事業イ 心身障害者福祉施設整備事業ウ 婦人又は児童福祉施設整備事業(2) ソフト系事業分<ul style="list-style-type: none">地域福祉推進事業2 教育文化振興事業<ul style="list-style-type: none">(1) ハード系事業分<ul style="list-style-type: none">ア 社会教育施設整備事業イ 文化振興施設整備事業ウ 青少年健全育成施設整備事業エ 市町村立高等学校施設整備事業オ 文化財保存整備事業(2) ソフト系事業分<ul style="list-style-type: none">ア 文化財保存整備事業イ 地域文化振興事業ウ 地域国際化推進事業3 生活環境整備・地域づくり事業<ul style="list-style-type: none">(1) ハード系事業分<ul style="list-style-type: none">ア 市街地住環境施設整備事業イ コミュニティ施設整備事業ウ 移住促進施設整備事業エ テレビ難視聴解消施設等整備事業オ 火葬場・葬祭場整備事業(2) ソフト系事業分<ul style="list-style-type: none">ア 地域環境サポーター支援事業イ 地域情報化推進事業ウ 地域景観形成事業

<ul style="list-style-type: none">エ 地域環境保全・創造事業オ 地域間交流・連携事業カ 移住促進事業
4 スポーツ振興事業 <ul style="list-style-type: none">(1) ハード系事業分<ul style="list-style-type: none">ア 屋内スポーツ施設整備事業イ 屋外スポーツ施設整備事業ウ 総合体育館整備事業(2) ソフト系事業分<ul style="list-style-type: none">スポーツ振興事業
5 観光レクリエーション振興事業 <ul style="list-style-type: none">(1) ハード系事業分<ul style="list-style-type: none">観光レクリエーション基盤施設整備事業(2) ソフト系事業分<ul style="list-style-type: none">観光業の振興に関する事業
6 産業振興事業 <ul style="list-style-type: none">(1) ハード系事業分<ul style="list-style-type: none">ア 農業振興施設等整備事業イ 産業活性化支援施設整備事業(2) ソフト系事業分<ul style="list-style-type: none">ア 地域特産品奨励事業イ 農林水産業の振興に関する事業ウ 商工業の振興に関する事業エ 食関連産業振興事業オ 地域雇用対策に関する事業カ 新産業創造事業
7 省エネルギー・新エネルギー振興事業 <ul style="list-style-type: none">(1) ハード系事業分<ul style="list-style-type: none">新エネルギー等開発利用施設整備事業(2) ソフト系事業分<ul style="list-style-type: none">省エネルギー・新エネルギー促進事業
8 権限移譲推進事業（ソフト系事業） 総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業
9 地域医療対策事業（ハード系事業） <ul style="list-style-type: none">ア 診療所整備事業イ 診療所医療機器整備事業ウ 医師用住宅整備事業

	<p>10 地域防災力強化事業</p> <p>(1) ハード系事業分</p> <p>ア 防災施設整備事業</p> <p>イ 避難施設整備事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業）</p> <p>ウ 備蓄庫整備事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業）</p> <p>エ 消防施設整備事業</p> <p>(2) ソフト系事業分</p> <p>ア 防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業</p> <p>イ 自主防災組織創設・活性化事業</p> <p>ウ 地域防災・減災対策推進事業</p> <p>11 市町村広域行政に関する事業（ソフト系事業）</p> <p>市町村広域行政推進事業</p> <p>12 合併市町村まちづくり推進事業（ハード系事業及びソフト系事業共通）</p> <p>総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業</p> <p>13 地域重点プロジェクト推進事業（ハード系事業及びソフト系事業共通）</p> <p>総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業</p> <p>14 地域政策コラボ事業（ハード系事業及びソフト系事業共通）</p> <p>総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業</p>
<p>空知総合振興局</p> <p>石狩振興局</p> <p>後志総合振興局</p> <p>胆振総合振興局</p> <p>日高振興局</p> <p>渡島総合振興局</p> <p>檜山振興局</p> <p>上川総合振興局</p> <p>留萌振興局</p> <p>宗谷総合振興局</p> <p>オホーツク総合振興局</p> <p>釧路総合振興局</p> <p>根室振興局</p>	<p>1 観光レクリエーション振興事業</p> <p>道立自然公園施設整備事業（ハード系事業）</p>

<p>石狩振興局</p> <p>後志総合振興局</p> <p>胆振総合振興局</p> <p>日高振興局</p> <p>渡島総合振興局</p> <p>檜山振興局</p> <p>上川総合振興局</p> <p>留萌振興局</p> <p>宗谷総合振興局</p> <p>オホーツク総合振興局</p> <p>十勝総合振興局</p> <p>釧路総合振興局</p> <p>根室振興局</p>	<p>1 産業振興事業</p> <p>漁業振興設備等整備事業（ハード系事業）</p>
<p>石狩振興局</p> <p>後志総合振興局</p> <p>胆振総合振興局</p> <p>日高振興局</p> <p>渡島総合振興局</p> <p>檜山振興局</p> <p>留萌振興局</p> <p>宗谷総合振興局</p> <p>オホーツク総合振興局</p> <p>十勝総合振興局</p> <p>釧路総合振興局</p> <p>根室振興局</p>	<p>1 港湾利用促進事業（ハード系事業）</p> <p>(1) 国際化推進施設整備事業</p> <p>(2) 港湾観光支援施設整備事業</p> <p>(3) 海洋性スポーツ振興施設整備事業</p>